

子持操作所外浄化槽保守点検等業務 仕様書

第1節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構利根川上流総合管理所（以下「発注者」という。）が発注する子持操作所外浄化槽保守点検等業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務場所

- ・群馬県渋川市上白井1562 子持操作所
- ・群馬県渋川市北橘町真壁1684-3 西部揚水機場

第3節 履行期間

契約締結の翌日から令和12年3月31日まで

第4節 業務内容等

4-1 業務概要

本業務は、子持操作所及び西部揚水機場の浄化槽の保守点検及び効率化11条検査対応を行うものである。

4-2 対象浄化槽

- ・子持操作所

浄化槽： 小型合併処理浄化槽（5人槽）

メーカー： 大栄産業株式会社

型式： FCP-5型（総容量 2.063 m³）

処理方法： 担体流動生物ろ過方式

前回清掃日： 令和7年9月3日

前回点検日： 令和8年3月12日

- ・西部揚水機場

浄化槽： 小型合併処理浄化槽（5人槽）

メーカー： フジクリーン株式会社

型式： CS-5型（総容量 2.063 m³）

処理方法： 担体流動生物ろ過方式

前回清掃日： 令和7年9月3日

前回点検日： 令和8年3月12日

4-3 保守点検業務

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第8条に基づく保守点検業務を実施する。点検後

は、保守点検の記録を発注者に交付するものとする。当該記録の交付は、電子データによることができる。

保守点検 3回／年（実施予定時期： 毎年度7月・11月・3月）

なお、消毒薬等の補充回数は、施工期間の半期毎に1回とする。（年2回）

4-4 効率化11条検査対応

浄化槽法第11条に規定する定期検査については、群馬県における50人槽以下の浄化槽を対象とした効率化11条検査を本業務の対象とし、これを実施するものとする。

受注者は、群馬県浄化槽指導要綱等に基づき、発注者に代わって外観検査、水質検査、及び書類検査、その他11条検査に必要な作業（指定検査機関宛の検査の申し込み、検査料金の支払を含む）を毎年1回実施すること。

4-5 維持管理業務

受注者は、4-3の保守点検業務を実施した結果、浄化槽に関する設備の不具合（ブローワー不良、漏水等）が確認された場合は、ただちに発注者に報告することとし、維持管理（応急修理等）業務の実施について発注者と協議する。なお、維持管理業務を実施する場合は、設計変更の対象とする。

第5節 指定部分等

本業務では、次表のとおり指定部分を定める。受注者は、各年度に実施した業務内容について、本業務全体の完了に先立って、各履行期限までに発注者の完了確認を受けるものとする。

なお、受注者は、各年度の業務が完了した場合は、下表の期限にかかわらず、発注者の確認を受け、完了部分に係る代金の支払請求書を提出することができる。

指定部分	履行期限
令和8年度履行部分	令和9年3月31日
令和9年度履行部分	令和10年3月31日
令和10年度履行部分	令和11年3月31日

第6節 その他

6-1 浄化槽保守点検業の登録

本業務の履行期間にかかわらず、受注者は、浄化槽法第48条及び群馬県浄化槽の保

守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年 6 月 2 9 日群馬県条例第 1 7 号）第 2 条に基づき、群馬県による浄化槽保守点検業の登録業者であって、かつ、その営業区域に渋川市が含まれていない場合には、本業務を実施できないことに留意すること。

6－2 疑義

本仕様書に定めない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

以 上